議　　長　日程第４「議案第31号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町　　長　議案第31号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和８年６月２日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由、令和７年９月１日施行の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正により、新たに緊急銃猟制度が設けられたことに伴い、緊急銃猟に従事した者に対して手当を支給するため、緊急銃猟対応手当を新設し、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いします。

議　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼観光経済課長　それでは議案第31号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の背景、目的といたしましては、通年の有害鳥獣駆除活動や錯誤捕獲後のツキノワグマ放獣対応に関わる鳥獣被害対策実施隊は、常に危険と隣り合わせであることから、鳥獣被害対策実施隊員の処遇を改善し、隊員の確保や継続的な有害獣駆除活動の実施、さらに現在の職務内容等を鑑み、隊員の補償や身分を明確化するため、令和７年第１回松田町議会定例会で条例の制定をお認めいただき、令和７年４月１日から施行しております。その後、令和７年９月１日施行の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正により、新たに緊急銃猟制度が設けられたことに伴い、緊急銃猟に従事した者に対しまして、手当を支給するため、緊急銃猟対応手当を新設し、所要の改正をしたいので、今回提案をするものでございます。

それでは、改正内容について御説明をさせていただきます。議案をおめくりいただきまして、横面の参考資料１であります。新旧対照表を御覧ください。右側が現行、左側が改正案です。

まず、第７条第３項の現行、「緊急的に出動する」を、「危険が生じる出動

に」改め、出動手当に、別表第２に定める危険手当を加えて支給する。の次に、また、緊急銃猟対応により出動した場合は、同表に定める緊急銃猟対応手当を支給する。を加えたものでございます。

次に別表第２第７条関係に定める手当、緊急銃猟対応手当を加えまして、出動１回一人につき２万円、この場合において、出動２時間を超えるときは、１時間（１時間に満たない端数があるときは、これを１時間とする）につき、4,000円を加算するを加えるものでございます。

お手数ですが議案の２枚目のページにお戻りください。

附則でございます。施行期日です。この条例は、公布の日から施行し、改正後の第７条第３項及び別表第２の規定は、令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑なしとの声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「討論省略」の声あり ）

討論省略との声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり ）

異議なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。議案第31号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。